別記様式第１号の２の２の２（第４条、第５１条の１１の２関係）

統括　　　　　　管理者

別添のとおり、全体についての　　　　　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け

出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  遠賀郡消防長　殿  □防火  □防災  住　所  氏　名  □防火  □防災 | | | |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名  （法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の所在地  建築物その他の工作物 |  | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の名称  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の名称） |  | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の用途  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１ | （ 　 ）項 |
| その他必要な事項  （変更の場合は、主要な変更事項） |  | | |
| 受付欄※ | 経過欄※ | | |
|  |  | | |
| 備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。  　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  　　 ３　※印の欄は、記入しないこと。 | | | |

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年　　月　　日

（　　　　　　　　　　　　　　　）**消防計画**

**緊急連絡先　（役職・氏名**　　　　　　　　**℡**　　　　　　　　　　　　**）**

※ 統括防火管理者の住まいが遠方により有事の際に即対応できない場合は、その対象物に常時勤務する責任者を記入すること。

**第１章　目的及び適用範囲等**

**（目的）**

第１条　この計画は、（　　　　　　　　　　　　　　　）についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

**（適用範囲）**

第２条　この消防計画を適用する者の範囲は、（　　　　　　　　　　　　　　　）に勤務・出入りし、又は居住するすべての者に適用する。

**（各管理権原者の権原の範囲及び一覧）**

第３条　防火対象物の各管理権原者の当該権限の範囲については、別紙１－１、１－２のとおりとする。

**第２章　各管理権原者の責務**

**（責務）**

第４条　各管理権原者は、次の点に配慮し、自ら防火管理に積極的に取り組むものとする。

（１）　それぞれの消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を適正に行わせる。

（２）　防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を、統括防火管理者が適切に行うことができるように相互に協力する。

**（統括防火管理者の選任及び届出）**

第５条　各管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。また、統括防火管理者を定めたとき又は変更したときは、その統括防火管理者に消防機関への届出をさせる。

**（全体についての消防計画の作成及び届出）**

第６条　各管理権原者は、統括防火管理者に全体についての消防計画の作成及び消防機関への届出をさせる。また、各事業所の消防計画は、全体についての消防計画に適合させる。

**第３章　統括防火管理者及び各防火管理者の責務**

**（統括防火管理者の責務）**

第７条　統括防火管理者は、以下の責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求め、各事業所の防火管理者等と連携、協力しながら、防火対象物全体についての防火管理業務を行うものとする。

（１） 防火対象物の全体についての消防計画の作成、変更及び消防機関への届出

（２） 各事業所の防火管理者に対する指示及び報告

（３） 防火対象物全体の消火、通報及び避難の訓練の実施

（４） 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の管理

（５） 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制

（６） 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供

（７） 火気使用の制限及び禁止

（８） その他防火管理上必要と認める事項

**（各防火管理者の責務）**

第８条　各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる場合や防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 報告項目 | 内容 |
| 事業所の防火管理関係 | 防火管理者に選任又は解任されたとき |
| 事業所の消防計画を作成又は変更するとき  ※統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するように作成すること |
| 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき |
| 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき |
| 事業所の収容人員や用途を変更するとき |
| 防火管理業務の一部又は全部を委託するとき |
| 点検・検査の結果関係 | 防火対象物の法定点検の実施及び結果について |
| 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について |
| 防火対象物の法定点検の実施及び結果について |
| 消防機関が行う検査等の実施及び結果について |
| 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき |
| 火気・危険物関係 | 臨時に火気を使用するとき |
| 大量の可燃物を搬入するとき |
| 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき |
| 使用状況の変更関係 | 内装改修又は改築等の工事を行うとき |
| 用途（一時的含む。）を変更するとき |
| 避難通路の変更を行うとき |
| 火気を使用する設備・器具（以下「火気設備・器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき |
| 催物を開催するとき |
| その他 | 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき |
| その他火災予防上必要な事項 |

**第４章　建物全体で守るべき事項**

**（避難施設等の維持管理及びその案内）**

第９条　統括防火管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設について、次の事項を遵守し適正に維持管理する。

（１）　廊下、階段、避難口、通路等

ア　避難の障害となる設備又は物品を設けない。

イ　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

（２）　安全区画、防煙区画等

　　ア　防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

イ　防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。

（３）　避難経路の案内

　　　　統括防火管理者は、各防火管理者、その他防火管理業務に従事する者及び建物利用者に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、各階ごとに屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（別紙２）を作成し、必要があれば掲示する。また各事業所の消防計画に明示する避難経路は、この全体の避難経路に適合するように作成すること。

**（放火防止対策）**

第10条　統括防火管理者は、放火防止対策について各事業所の消防計画に定めさせるほか、次の対策を推進する。

（１）　建物内外の整理整頓

（２）　物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

（３）　挙動不審者への声掛け

（４）　死角となりやすい廊下、階段室、トイレ等の可燃物の除去

（５）　その他

**（工事中の安全対策）**

第11条　統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して防火管理に努める。また必要に応じて「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防機関へ届け出る。

第12条　統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更、間仕切変更、内装変更の工事又は催物の開催など不定期に行われる工事に関し、法令適合及び火気管理等の防火上の確認を行う。

**第５章　火災予防のための点検・検査**

**（防火対象物の法定点検）**

第13条　防火対象物の定期点検（　該当　・　非該当　）

　　　　防火対象物の定期点検は、（　　　　　　　　　　　　　　　）の責任により行い、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力する。また、点検を実施する場合は、統括防火管理者及び各防火管理者が立ち会う。

**（消防用設備等の法定点検）**

第14条　消防用設備等の点検は、（　　　　　　　　　　　　　　　）の責任により行い、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力する。また、点検を実施する場合は、統括防火管理者及び各防火管理者が立ち会う。

**（自主点検・検査）**

第15条　各防火管理者及び火元責任者は、それぞれの事業所の消防計画に規定する防火対象物、消防用設備等及びその他について自主検査を実施する。自主検査の実施時期及び実施方法等にあっても、それぞれに規定するとおりとする。

**（点検後の対応）**

第16条　統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に３年間保管する。

第17条　各管理権原者及び統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図る。

**第６章　自衛消防活動**

**（自衛消防活動体制）**

第18条　火災が発生した事業所の消防計画に定める自衛消防隊の活動を基本とする。火災発生事業所以外の事業所にあっても、事業所の消防計画に定める自衛消防隊の組織を活用し、必要に応じて、通報、消火、避難誘導等の活動を行う。

第19条　火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に留めるため、各事業所は、統括防火管理者及び各防火管理者を中心として相互に連絡、協力し、建物全体として火災、地震その他の災害に対応する。

**（休日、夜間等の自衛消防活動体制）**

第20条　統括防火管理者は、営業時間外である休日、夜間等の自衛消防活動体制を、下記のとおり定める。

（１）　休日、夜間等に在館者がいる場合

休日、夜間等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

　　ア　通報連絡

　　　　火災が発生した場合は、発見者は直ちに１１９番通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせる。さらに緊急連絡一覧表等により関係者に速やかに連絡する。

　　イ　初期消火・安全防護

　　　　消火器や屋内消火栓等の消防用設備等を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。

　　ウ　避難誘導

　　　　放送設備や拡声器等を使用することで火災を知らせ、避難方向を指示する。

　　エ　その他

　　　　各防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

（２）　休日、夜間等に無人となる場合

　　　　休日、夜間において無人となる場合は、（　　　　　　　　　　　　　　　）からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆け付けること。

**（消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導）**

第21条　統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を（　　　　　　　　　　　　　　　）に配置する。

（１）　防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表等

（２）　火気設備・器具等の位置、構造等の状況を示した図

（３）　緊急連絡先一覧

（４）　防火管理維持台帳

第22条　火災、地震その他の災害等が発生した際は、消防隊の誘導のために防火対象物の（　　　　　　　　　　　　　　　）に配置員を置く。

**第７章　地震対策**

**（地震に備えての事前計画**）

第23条　統括防火管理者は、各管理権原者や防火管理者等と協力し、地震の発生に対して次に掲げる備えを行うものとする。

（１）　資器材及び非常用物品の準備及び確保

　　ア　各管理権原者は、地震に備え、下記に掲げる救助救護等の資器材及び非常用物品を準備して維持管理する。管理場所は、（　　　　　　　　　　　　　　　）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 品名 |
| 応急手当用品 |  |
| 救助作業用資機材 |  |
| 非常用物品 |  |

　　イ　統括防火管理者は、資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的に実施する。

（２）　建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下の防止措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

（３）　安全避難の確保及び点検

　　　　統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

**（地震発生時の活動計画）**

第24条　地震発生時は、身の安全を確保し、揺れが収まった後、統括防火管理者は各防火管理者とともに次の措置を実施する。

（１）　統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

（２）　各防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気設備・器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

（３）　被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

（４）　統括防火管理者は、建物の被害状況や関係防災機関の避難命令等に応じ、避難開始の指示を判断する。避難場所は、（　　　　　　　　　　　　　　　）とする。

**（施設再開までの復旧計画）**

第25条　統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、各防火管理者及び従業員と協力し、次の措置を実施する。

（１）　二次災害に対する防止措置

ア　統括防火管理者は、火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

　　イ　統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、各防火管理者に周知する。

　　ウ　各防火管理者や従業員等は、危険物及びガスの漏えい等を確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。

（２）　復旧作業の実施

　　ア　統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。

　　イ　統括防火管理者は、建物の使用を再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各防火管理者に周知する。

**第８章　防火・防災教育**

**（防火・防災教育の実施）**

第26条　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

実施時期は、（　　　　　　　　　　　　　　　）とする。

**（防火・防災教育の内容）**

第27条　統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は、次による。

（１）　全体についての防火管理に係る消防計画の内容の周知

（２）　各事業所の権原の範囲とその責務等

（３）　自衛消防隊の編成とその任務

（４）　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

（５）　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

（６）　地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

（７）　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

**第９章　自衛消防訓練**

**（自衛消防訓練の実施）**

第28条　統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練を行うとともに、特定防火対象物は実施前に消火・避難の訓練通知書を消防機関に提出する。非特定防火対象物でも消防隊の派遣を要する場合は同様とする。

実施時期は、（　　　　　　　　　　　　　　　）とする。

※特定防火対象物は消火及び避難誘導を含む訓練を１年に２回以上、非特定防火対象物は１年に１回以上実施すること。

**（訓練の実施結果の保存）**

第29条　自衛消防訓練終了後、統括防火管理者は訓練の実施結果を検証し、検討結果を各管理権原者に報告するとともに以後の訓練に反映させる。

第30条　消火・避難の訓練通知書及び訓練実施結果を記録した書類を防火管理維持台帳に綴り、訓練を行った日から３年間保存する。

**第10章　防火管理業務の委託**

第31条　防火管理業務の一部又は全部を（委託している　・　委託していない）。

防火管理業務の委託状況は、（別紙３）のとおりである。

別紙１－１

**各管理権原者の権原の範囲**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有者（法人の場合は名称及び代表者名） | | | 所有部分 | 権限の範囲 | | |
|  | | |  |  | | |
|  | | |  |  | | |
|  | | |  |  | | |
|  | | |  |  | | |
| 番号 | 店舗名・  防火管理者（職及び氏名） | 管理権原者の住所・  氏名（法人の場合は名称及び代表者名） | | | 権限の範囲 | 連絡先 |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |

別紙１－１

**各管理権原者の権原の範囲**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 店舗名・  防火管理者（職及び氏名） | 管理権原者の住所・  氏名（法人の場合は名称及び代表者名） | 権限の範囲 | 連絡先 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

別紙１－２

**各管理権原者の権原の範囲**

|  |
| --- |
| 平　面　図 |
|  |

別紙２

**避難経路図**

別紙３

**防火・防災管理業務の委託状況表**

　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物名称 | | |  | | | | | |
| 管理権原者氏名 | | |  | | | | | |
| 統括防火（防災）管理者氏名 | | |  | | | | | |
| 受託者の氏名  及び住所等  法人にあっては  名称及び主たる  事務所の所在地 | | | 氏　　　名（名称） | |  | | | |
| 住　　所（所在地） | |  | | | |
| 担当事務所所在地 | |  | | ℡ | |
| 受託する防火管理  業務の範囲 | |  | | | |
| 受  託  者  の  行  う  防  火  ・  防  災  管  理  業  務  の  範  囲  及  び  方  法 | 常  駐  方  式 | 範  囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務  □　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　　　　　）  □　周囲の可燃物の整理  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 方  法 | 常駐場所 |  | | 常駐人員 | | 人 |
| 委託する時間帯 |  | | | | |
| 巡  回  方  式 | 範  囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　）  □　その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 方  法 | 巡回回数 | 回 | | 巡回人員 | | 人 |
| 委託する時間帯 |  | | | | |
| 遠  隔  移  報  方  式 | 範  囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　）  □　その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 方  法 | 現場確認要員の  待機場所 |  | | 到　　着  所要時間 | | 分 |
| 委託する時間帯 |  | | | | |
| ※　「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」は該当の□印にレを付けること。 | | | | | | | | |